

Gunosy 広告ガイドライン

第 1 適用

Gunosy 広告ガイドラインは、Gunosy が提供するすべてのサービス、および提携パートナー上に掲載される広告に適用される基準です。広告掲載を申し込む広告主はその広告について、この基準を遵守する必要があります。

第 2 掲載可否

1. 広告ガイドラインと掲載の可否判断の関係について Gunosy の個別の判断により、この基準を満たしている場合でも掲載をお断りすることがあります。また、基準を満たさない場合でも、掲載を認める場合があります(法令に違反するものはいかなる場合も掲載しません)。いずれの場合でもその理由について回答することはできない場合があります。
2. 掲載の可否判断と広告の責任について Gunosy は、この基準に基づいて個別に掲載の可否を判断していますが、Gunosy の判断は広告に関する広告主の責任を軽減するものではありません。広告掲載を申し込む際には、広告に関する責任は広告主自身が負うことを承諾したものとします。また、掲載の可否を判断した理由について回答することはできません。

第 3 法令遵守

1. 不当表示の禁止
商品、サービスの内容が、事実と相違して、実際よりも優良であると誤認させたり、他のものよりも優良であると誤認させたりする優良誤認表示や、価格を過度に表現し他の物より安いと誤認させる有利誤認表示などの不当表示となる広告の掲載を禁止します。
2. 公正競争規約
業界に公正取引協議会がある場合は、公正取引協議会が定める公正競争規約で定められた表示を遵守してください。
3. 薬事法

次の商品に関する広告については、個別の掲載基準をリンク先のサイトにて満たす必要があります。

【参考】

厚生労働省「医薬品等適正広告基準」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/koukokukisei/dl/index_c.pdf

医薬品等の広告規制について 東京都福祉保健局

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/koukoku/>

健康食品の取り扱いについて 東京都福祉保健局

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/kenko_shokuhin/ken_syoku/

(1) 医薬品、医薬部外品、医療機器

- ① 医薬品、(医薬部外品)の場合は、日本で承認されたものであり、医薬品(医薬部外品)と表示があること
- ② 医療機器の場合は、日本で承認された医療機器であり、医療機器承認番号の表示があること
- ③ 効能効果の表示は承認された範囲とし、条件がある場合はその条件も表示すること
- ④ 安全性や効能効果を保証する表現がないこと
- ⑤ 安全性や効能効果について最大級またはこれに類する表現がないこと
- ⑥ 医療用医薬品等については、一般人を対象としないこと
- ⑦ 医療関係者や、研究者、一般人の認識に相当の影響を与える団体等の推薦文言がないこと
- ⑧ 懸賞等の景品でないこと(家庭薬を見本として提供することを除く)
- ⑨ 不安感を与えないこと

(2) 薬用化粧品(医薬部外品)、化粧品

- ① 薬用化粧品(医薬部外品)の場合は、Gunosy 広告ガイドライン「医薬品、医薬部外品、医療機器」の医薬部外品に準じること
- ② 薬用化粧品(医薬部外品)に対する効能効果の表示は、薬用化粧品の効能または効果の範囲とすること
- ③ 一般化粧品に対する効能効果の表示は、一般化粧品の効能または効果の範囲に限定すること
- ④ 安全性や効能効果を保証する表現がないこと
- ⑤ 安全性や効能効果について最大級またはこれに類する表現がないこと
- ⑥ 医療関係者や、研究者、一般人の認識に相当の影響を与える団体等の推薦文言がないこと

- ⑦ 不安感を与えないこと
- (3) 健康食品
 - ① 医薬品的な効能効果を暗示、明示しないこと
 - ② 医薬品的な用法容量の指定がないこと
 - ③ 医薬品的な形状のものには、食品と表示すること
- (4) 健康器具(雑貨)
 - ① 医療機器的な効能効果を暗示、明示しないこと

第4 最上級表示及び比較広告

1. 「最大」「最高」「最小」「最速」「No.1」「世界初」などの言葉を広告に表示する場合は、その表示に近接する適切な場所に以下を表示してください。
 - ① その事実が客観的な調査に基づいていることが確認できること
 - ② 最上級である範囲、領域を明確にするなどして調査結果を正確に引用していること
2. 比較広告を掲載する場合は、以下を満たす必要があります。なお、業界の公正競争規約で比較広告に対し制限がある場合はそれに従う必要があります。
 - ① 比較広告で主張する内容が客観的に実証されていること
 - ② 比較されている数値や事実を正確かつ適正に引用すること
 - ③ 比較の方法が公正であること

第5 掲載禁止商品

以下に該当する又は該当するおそれのある商品、サービスの広告は掲載できません。

- ① 成人を対象とした性的な商品、サービス
- ② 児童ポルノを連想させるもの
- ③ 売春や援助交際のあっせんまたはこれらを正当化したり推奨したりするもの
- ④ 国内で承認されていない医薬品、医療機器
- ⑤ 脱法ドラッグ、合法ハーブ等と称されるもの
- ⑥ 偽ブランド品など、ブランド商品の模倣品、偽造品
- ⑦ 銃器、弾薬、刀剣などの刃物、催涙スプレー、スタンガンなど主に武器として使用されるもの
- ⑧ 無限連鎖講(ねずみ講)へ勧誘したり、紹介したりするもの

- ⑨ 連鎖販売取引(マルチレベルマーケティング、ネットワークビジネス)へ勧誘したり、紹介したりするもの
- ⑩ 超小型カメラなど、違法な盗聴、盗撮を目的とするもの
- ⑪ クレジットカードのショッピング枠現金化サービス
- ⑫ 入札権購入型オークション(ペニーオークション等)
- ⑬ たばこ、電子たばこ

第6 掲載禁止事項

以下に該当する又は該当するおそれのある広告は掲載できません。

- ① 法令に違反し、または、違反するおそれのあるもの
- ② 著作権や商標権等の知的財産権を侵害するもの
- ③ プライバシーを侵害するもの、個人情報の取得、管理、利用等に十分な配慮がされていないもの
- ④ 他人を差別するもの、人権を侵害するもの
- ⑤ セクシャルハラスメントとなるもの
- ⑥ 詐欺的なものまたはいわゆる悪質商法とみなされるもの
- ⑦ 投機心を著しくあおる表現のもの
- ⑧ 非科学的または迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるもの
- ⑨ 犯罪を肯定、美化、助長するもの
- ⑩ 反社会的勢力によるもの
- ⑪ 醜悪、残虐、猟奇的等で不快感を与えるもの
- ⑫ 性に関する表現が露骨なもの
- ⑬ サービス、商品の内容が不明確なもの
- ⑭ 業界で定めるガイドラインなどに違反し、または、違反するおそれのあるもの
- ⑮ その他、Gunosy が不適切と判断したもの

第7 個別基準

以下の業種、商品、サービスについては、以下に定めるとおり個別の掲載基準を設けるものとします。これらの掲載基準に違反し又は違反するおそれのある場合には、広告を掲載できません。

1. 医療機関
 - (1) 日本国内の医療機関であること
 - (2) 所在地、連絡先の表示があること

- (3) 医療機関の治療責任者の経歴(学歴および当該医療機関における勤務、経験年数がわかるもの)を表示すること。医療機関が老人ホームを運営している場合もこれに準じる。
- (4) 公的医療保険が適用されない治療技術が紹介されている場合は、公的保険が適用されない旨または診療金額が表示されていること

2. 身体機能検査関連キット

- (1) 病気の診断や身体能力の判定、評価が目的の場合は、検体を海外に送付するものではないこと
- (2) 病気の診断が目的の場合は、医療機関または衛生検査所で実施し、医師が判定を行っていること
- (3) 病気の診断が目的の場合は、検査結果によって利用者に医師の診察が不要であると誤認させるような表示がないこと
- (4) 利用規約やウェブサイトの説明ページ、メール、書面、電話等で、取得したプライバシー情報(個人遺伝情報含む)の取り扱いに関する事柄を事前に十分理解するために必要な情報が提供されていること
- (5) 医薬品または医療機器である場合は、Gunosy 広告ガイドライン「医薬品、医薬部外品、医療機器」に準じていること

3. 医療機関などによる医療技術の紹介

- (1) 紹介している医療技術の内容の説明が十分で、治療を受ける際のリスクが十分に表示されていること
- (2) 公的医療保険が適用されない医療技術が紹介されている場合は、公的保険が適用されない旨、表示されていること
- (3) 医療機関以外が広告主体である場合は、広告主体の構成員、出資者、活動目的が確認できるなど、責任主体が明確であること

4. あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復

- (1) 施術者が施術に必要な国家資格(「あん摩マッサージ指圧師」「はり師」「きゅう師」「柔道整復師」)を取得していること
- (2) 施術所の名称、住所、電話番号の表示があること
- (3) 施術者氏名の表示があること
- (4) 医療行為に該当するような施術やそれを思わせる表示がされていないこと

5. 整体、気功、アロマセラピー、カイロプラクティックなどの民間両方

- (1) 施術者が医師やあん摩マッサージ指圧師のような国家資格を保有している

かのような表示がされていないこと

(2) 医療行為に該当するような施術やそれを思わせる表示がされていないこと

6. 美容、エステティック

(1) 施術内容が医療行為(レーザー脱毛、アートメイク、ケミカルピーリング、ピアッシングなど)にあたらぬこと

(2) 医療行為に該当するような施術やそれを思わせる表示がされていないこと

(3) 医療行為を行っている場合は、Gunosy 広告ガイドライン「医療機関」に準じていること

(4) 「マイナス〇〇kg、あなたにも保証します。」など、効果の保証ととれる誇大表示がないこと

7. 治験者の募集

(1) 製薬会社が広告主体者である場合は日本製薬工業協会に加盟していること

(2) 治験受託社が広告主体者である場合は、日本 CRO 協会または日本 SMO 協会に加盟していること

8. 製薬会社などによる治療方法の紹介

(1) 医療用医薬品の広告ではないこと

(2) 日本製薬工業協会に加盟する製薬会社またはそれらの子会社が主体で運営していること

(3) 運営者の連絡先を表示すること

9. アルコール飲料

(1) 「お酒、飲酒は 20 歳を過ぎてから」など、未成年の飲酒を禁止する旨を表示すること。

(2) 低アルコール飲料(アルコール度数 1%未満)の場合は、アルコール分を有する飲料であることを表示すること

10. 貸金業

(1) 貸金業に関連する法律を遵守していること

(2) 貸金業登録番号の表示があること

(3) 貸付利率の表示があること

11. 金融商品取引業、商品先物取引業

(1) 監督官庁への登録等が必要な場合は、登録が確認できること

- (2) 費用、取引リスクに関する明確な表示があること
- (3) 各商品の関連団体が定める広告関連規定を遵守していること

12. 連帯保証、保証人あつせん業

- (1) 会社概要、料金体系等の情報が明瞭であること
- (2) ビジネスモデルが明瞭であること

13. 国家資格を有す業種(弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、公認会計士、税理士)

- (1) 代表者氏名、事務所住所、事務所電話番号、代表者の所属会の表示があること
- (2) 各士業の所属会の定める広告関連規定を遵守していること
- (3) 取り扱う業務における明確な料金体系の表示があること

14. 人材派遣業、職業紹介事業(人材紹介業)

- (1) 根拠法令に基づき、厚生労働大臣から必要な許可を受けている者であること
(人材派遣業:労働者派遣法、職業紹介事業(人材紹介業):職業安定法)
- (2) 求職者への費用負担が発生する、物品の購入、講座の受講などの義務を負わせていないこと

15. 代理店募集、フランチャイズ経営者募集

- (1) 募集者の事業体制、業務内容が明瞭であること
- (2) 応募者が行うビジネスモデルが明瞭であること
- (3) 応募者が開業、運営に必要な資金に関する事項が明瞭であること
- (4) 簡単に高収入が得られるなど、誤解を招くような表記がないこと

16. 旅行、旅行業

- (1) 日本旅行業協会または全国旅行業協会に加盟していること
- (2) 日本旅行業協会が定める、「電子旅行取引」に準じていることまたは日本旅行業協会、全国旅行業協会が付与する e-TBT の認定を受けていること

17. 留学サービス業

- (1) 事業者の実態が確かで、実績があること
- (2) 留学先の学校と直接提携していること
- (3) 留学先等の情報、カリキュラム・プログラムの内容、料金体系等の表示
- (4) 旅行業を営むものが取り扱う場合は、Gunosy 広告ガイドライン「旅行、旅行

業」に準じていること

18. 教育関連事業(学校を除く)学校教育法上の学校を除く、教育関連事業の場合
 - (1) 会社の実態に問題がないこと
 - (2) 必要な資格、免許、許認可等があること
 - (3) 就職、資格取得、受験合格等、サービスの利用効果について客観的な裏付けなく虚偽や誇張により利用者を誤認させるおそれがないこと
 - (4) 特定継続的役務に該当する場合は、法律に規定された契約手続きがなされていること
 - (5) サービスの内容、料金体系が明確であること
 - (6) 料金がサービスの内容に比べて著しく高額であったり、利用者に著しく不利益な支払条件となっていないこと
 - (7) 会社都合によるサービス停止に対する補償制度があること
19. 能力開発関連商材、情報商材(広く書店で販売されている一般書籍等を除く)
 - (1) 科学的な根拠データ等を示し、一般的に効果が検証されたものであるとしていること
 - (2) 利用者が冷静な判断をできるよう、客観的なデータを適切に盛り込んでいること
 - (3) 目的を達成するために必要となる費用総額の表示があること
20. 探偵業
 - (1) 探偵業法による届出番号が表示されていること
 - (2) 出生地、出生に関する調査を行っていないこと
 - (3) 預貯金残高、ローン残高などの財産に関する調査を行っていないこと
 - (4) 盗聴、盗撮など違法行為による調査を行っていないこと
 - (5) 工作行為(別れさせ工作、退職に追い込む工作)などをしていないこと
21. 私設私書箱
 - (1) 利用にあたって、書面による本人確認が義務付けられていること
 - (2) 会社概要、料金体系等の情報が明瞭であること
22. 公営競技(競馬、競輪、競艇、オートレース)、公営くじ(toto、宝くじ)
 - (1) 広告出稿元が、競技、くじの主催団体、投票券や証票の販売店それらの上部団体、もしくは、それに準じるものであること
 - (2) 具体的な根拠のない、必勝法等の情報提供サービス、予想ソフトの販売等

ではないこと

23. カジノ

- (1) 海外のホテルに併設して営業するカジノなど、実店舗があり、合 法 国 に おいて合法に運営されていること
- (2) オンラインカジノではないこと

24. パチンコ、マージャン

- (1) 娯楽施設(パチンコ店、マージャン店)の場合は、風営法上の許可を受けている者であること
- (2) 遊戯機(パチンコ台)の場合は、必要な承認を得た物であること
- (3) 大当たり確率、確変突入率、交換率、換金の方法など、射幸心をあおる表記や、ギャンブル性(賭博性)を感じる表現がないこと
- (4) 具体的な根拠のない、必勝法等の情報提供サービス、予想ソフトの販売等ではないこと

25. オンラインゲーム

- (1) 賭博に該当しないこと
- (2) 著しく反社会的なゲーム内容ではないこと
- (3) 未成年の利用、他人との交流に対し適切な配慮がされていること

26. 懸賞、お小遣いサイト

- (1) 利用規約等において、享受できるサービスの内容、果たすべきユーザーの責任が明確に表示されていること
- (2) ビジネスモデルが明確なこと
- (3) ポイントの取得や利用等が、賭博に該当しないこと
- (4) プライバシー情報を取得する場合は、プライバシー保護に関する第三者機関の認定を受けていること

27. 古物営業、古物商、古書買取等古物営業法が適用される事業

- (1) 古物営業法による許可番号等が表示されていること

28. 出会い系サイト、結婚紹介(インターネット異性紹介事業)

- (1) インターネット異性紹介事業規制法に基づき、必要な届出がされていること
- (2) クリエイティブに 18 歳未満は利用できない旨の表示をすること
- (3) 法律で定められた方法により、利用者が 18 歳以上であるかの利用資格を確

認していること

- (4) 有料である場合は、料金体系が明瞭であること
- (5) 交際により、その対価を供与、享受することがないこと
- (6) 会社名称、住所、連絡先、代表者氏名および役職名の表示があること
- (7) プライバシー情報を取得する場合は、プライバシー保護に関する第三者機関の認定を受けていること

29. 結婚紹介業、お見合いパーティー業(出会い系サイトを除く)

- (1) 会社名称、住所、連絡先、代表者氏名および役職名の表示があること
- (2) 料金体系が明瞭であること
- (3) 会員に対し来店または送付による提出物で年齢確認をしていること
- (4) 交際により、その対価を供与、享受することがないこと

30. 開運・魔除けなどの商品、サービス

- (1) 娯楽性の高いもの、神事祭事等、一般的な慣習に沿ったものであること
- (2) 商品やサービスについての説明内容が、社会通念上妥当と考えられる範囲であること

31. 占い

- (1) 利用者の生命、身体、財産に対して惑わせたり、不安を与える表現がないこと
- (2) 以下、いずれかの基準を満たすこと
 - ① 日本国内の株式取引市場に上場していること
 - ② プライバシー情報を取得する場合は、プライバシー保護に関する第三者機関の認定を受けていること
- (3) 利用者が事前にサービス内容を理解するために必要な次の情報の提供があること
 - (ア) 占い師のプロフィール、種類、占いの内容
 - (イ) 占いの利用手順
 - (ウ) 料金システム
 - (エ) 取得した個人情報の取り扱い方法
 - (オ) 登録後のメール送信の内容、頻度、退会方法

32. クーポン共同購入

- (1) Gunosy 広告ガイドラインと同等の基準に基づき、掲載するクーポン提供元およびクーポンの表示内容を審査していること

- (2) 掲載されているクーポンの表示内容に問題となる表現が発見された場合は、直ちにクーポンを取り下げる体制が整備されていること
- (3) 消費者が購入したクーポンが利用不能になった際に、消費者に対する返金等の補償体制が整備されていること

33. 商品の価格やサービスの内容を複数掲載し、比較ができるサービス

- (1) Gunosy 広告ガイドラインと同等の基準に基づき、掲載する店舗、サービス提供元、および表示内容を審査していること
- (2) 掲載されている情報の表示内容に問題となる表現が発見された場合は、直ちに掲載を取り下げる体制が整備されていること
- (3) サービス運営者により、ランキング等の順位付けをする場合は、以下の事実を明らかにし、ランキングの根拠を明確にすること
 - ① 調査の目的(企画、意図、実施者など)
 - ② 調査の方法(母集団数、有効回答数、調査対象者や地域の選定方法、調査の実施時期など)